



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
.....(都市整備局市街地整備部民間開発課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....
- 平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギー環境計画指針)の一部改正.....  
.....(環境局都市エネルギー部電力改革推進課).....
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....  
.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....(同).....
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....  
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要.....(同).....

告示

- 東京都告示第八百八十二号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八  
条第一項の規定に基づき南池袋二丁目A地区市街地再開発

組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年六月十二日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 組合の名称  
南池袋二丁目A地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十二年八月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区南池袋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区南池袋二丁目三十六番十号

平成二十二年一月二十六日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十五年六月十二日

●東京都告示第八百八十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年六月十二日

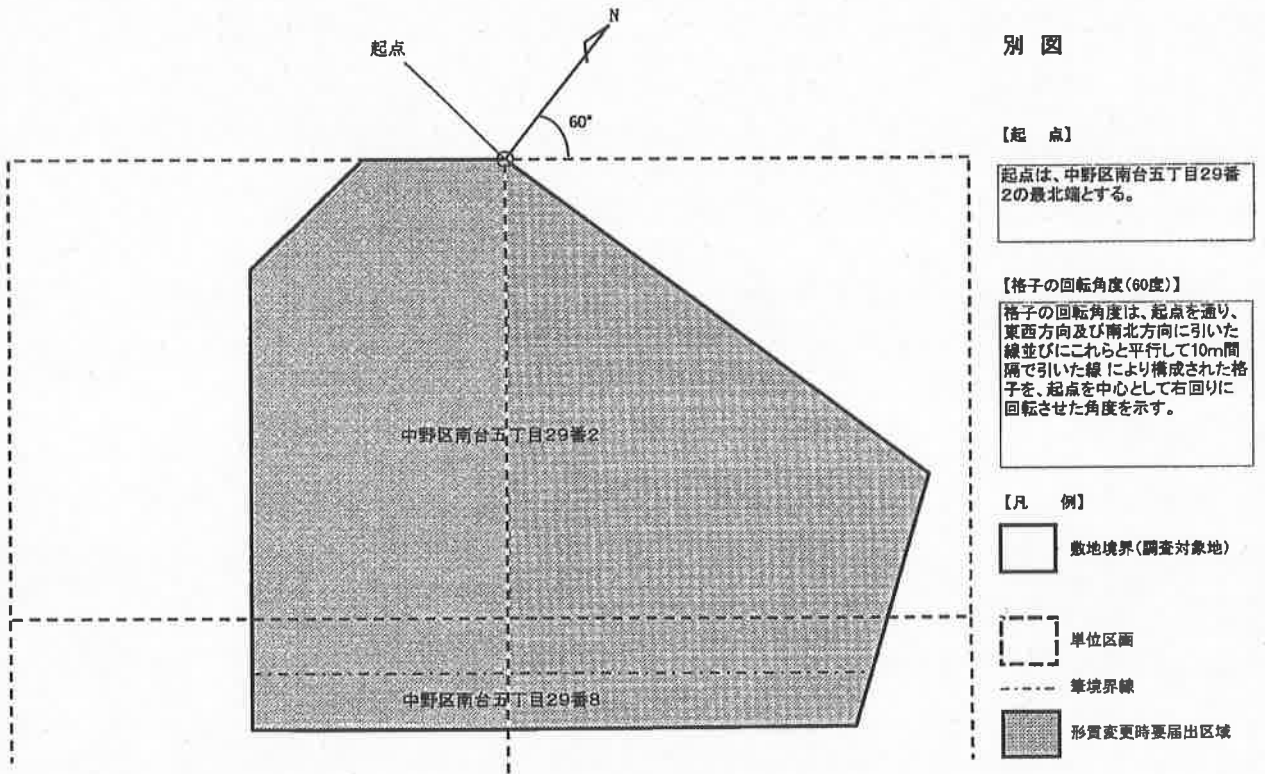
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中野区南台五

東京都知事 猪 瀬 直 樹

(丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第八百八十四号

平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギー環境計画指針)の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十二日

東京建設局長 坂 野 直 樹

第三 一を次のように定める。

1 温室効果ガスの排出の量等の把握

特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。

- (1) 都内への電気の供給(2(3)を除き、以下単に「電気の供給」という。)に伴い排出される温室効果ガスの量として、二酸化炭素の排出の量(以下「CO<sub>2</sub>排出量」という。)。この場合において、CO<sub>2</sub>排出量には、自己が所有する発電所における発電に伴うCO<sub>2</sub>排出量に限らず、自己が所有する発電所以外の発電所において発電された電気でも、自己が調達し、都内へ供給したものに係るCO<sub>2</sub>排出量を含めるものとし、回収し、又は適正に処理された二酸化炭素の量は含まないものとする。
- (2) 1キロワット時当たりの電気の供給に伴い排出されるCO<sub>2</sub>排出量(以下「CO<sub>2</sub>排出係数」という。)
- (3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量を考慮したCO<sub>2</sub>排出量(以下「調整後CO<sub>2</sub>排出量」という。)を用いて算定したCO<sub>2</sub>排出係数(以下「調整後CO<sub>2</sub>排出係数」という。)

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量を考慮したCO<sub>2</sub>排出量(以下「調整後CO<sub>2</sub>排出量」という。)を用いて算定したCO<sub>2</sub>排出係数(以下「調整後CO<sub>2</sub>排出係数」という。)